

令和6年度

最高裁判所営繕技官選考採用試験

[社会人経験者（係長級、係員級）]

受験案内

1. 業務内容及び待遇

【業務内容】

- 裁判所では、全国各地にある450あまりの裁判所施設を、整備、維持するため、裁判所施設に精通した技術系国家公務員である「営繕技官」を配置し、施設面から裁判の運営をサポートしています。
- 現在は最高裁判所事務総局経理局営繕課に約60人、全国8か所の高等裁判所事務局会計課に約40人の営繕技官が配置されていますが、令和7年4月以降は最高裁判所事務総局経理局営繕課に配置されます。
- 営繕技官は、建築(意匠・構造)、電気設備、機械設備の専門分野ごとに、裁判所の施設の新築・改修の設計・積算や工事監理などの工事に関する業務を主に担当しています。工事以外にも、予算要求や、施設行政に関する企画立案、工事の検査など多岐にわたる業務を手掛けています。

【待遇】

(係長級)

- 採用後は、特別職の国家公務員（係長相当）として任用します。

(係員級)

- 採用後は、特別職の国家公務員（係員相当）として任用します。

(共通)

- 原則として、係長級は306,580円から438,700円、係員級は201,720円から375,040円の範囲（令和6年4月1日現在のもの）で職歴等により個別に決定されます。このほか、給与法等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

採用後の年収例

年収510万円／32歳／経験10年：係長級／大卒 ※諸手当のうち、一律支給される手当及び賞与を含みます。

年収420万円／28歳／経験5年：係員級／大卒 ※諸手当のうち、一律支給される手当及び賞与を含みます。

- 勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜日、日曜日及び祝日等の休日、年末年始は休みです。
- 休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア等）、介護休暇等があります。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業、フレックスタイム制等があります。

2. 求める人材

(係長級)

- 営繕業務に関する、高度な専門知識及び経験を有し、専門分野について独立して、書類作成関連業務、設計業者及び工事業者対応業務、関係部署調整業務などを行うことのできる能力を有する者

(係員級)

- 営繕業務に関する、一定の専門知識及び経験を有し、専門分野について独立して、書類作成関連業務、設計業者及び工事業者対応業務などを行うことのできる能力を有する者

3. 応募資格

応募資格は以下の条件を満たす者とします。

(係長級)

- 高等学校を卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として従事した職務経験が2025（令和7）年4月1日現在で通算13年（専修学校の専門課程、短期大学又は高等専門学校を卒業した者であっては11年、大学卒業又は大学院を修了した者にあっては9年）以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者

(係員級)

- 高等学校を卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として従事した職務経験が2025（令和7）年4月1日現在で通算9年（専修学校の専門課程、短期大学又は高等専門学校を卒業した者であっては7年、大学卒業又は大学院を修了した者にあっては5年）以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者

(共通)

- 民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として建築、土木、電気、機械のいずれかに関する職務経験を有する者又は高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院において、建築、土木、電気、機械のいずれかに関する課程を修めて卒業若しくは修了した者

※ 最終合格者の方には、最高裁判所が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、勤務経験

に通算されませんので、ご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

- 以下に該当する方は応募できません。
 - ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 国家公務員法第38条（欠格条項）に該当する者
 - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
 - ④ 国家公務員法に規定する定年年齢を超える者

4. 歓迎要件

次の職務経験・資格を有する者が望ましい。

【職務経験】

- 庁舎や事務所の新築や改修の企画・計画に関わった経験
- 庁舎や事務所の新築や改修の設計・積算に関わった経験
- 庁舎や事務所の新築や改修の工事監理に関わった経験

【資格】

- 構造設計一級建築士
- 設備設計一級建築士
- 一級建築士
- 建築設備士

5. 係長級の試験の特例

- 受験の申込みに際して、特例を希望して、係長級の試験を有効に受験すると、同試験に加え、係員級の受験者としても合否判定を受けることができます。

具体的には、係長級の試験の第1次選考において不合格となった場合には係員級の試験の第1次選考の、係長級の試験の第2次選考又は第3次選

考において不合格になった場合には係員級の試験の第2次選考又は第3次選考の、それぞれ有効受験者として扱われ、改めて係員級の試験の受験者としての合否判定を受けることができます。

- 特例を希望する受験者は、係長級の試験の受験申込みの際に、職務経歴書②待遇欄の「係長級（特例の希望有り）」に☑を記載してください。
- 特例希望の有無が合否に影響することはありません。

6. 採用予定人数

- (1) 建築設計 2名程度
- (2) 電気設備設計 1名程度
- (3) 機械設備設計 3名程度

7. 採用予定地

最高裁判所

8. 採用予定時期

令和7年4月1日（採用予定日は採用者の事情に配慮します。）

9. 選考日程

受付期間	10月24日（木）～12月4日（水） 午後11時59分まで
第1次選考 合格発表	12月12日（木） 第1次選考応募者全員に、結果をメールで通知します。
第2次選考	12月19日（木）、20日（金）のいずれかの日 第1次選考合格者に、日程をメールで通知します。

第2次選考 合格発表	12月26日（木）（予定） 第2選考受験者全員に、結果をメールで通知します。
第3次選考	令和7年1月10日（金）、14日（火）のいずれかの日 第2次選考合格者に、日程をメールで通知します。
最終合格発表	令和7年1月28日（火）（予定）

10. 選考方法

- 第1次選考 書類選考、レポート試験
- 第2次選考 1次面接試験（人物試験）
※Web面接（PC等を用いて、インターネット上で行う面接）の方法により実施
- 第3次選考 2次面接試験（人物試験）

11. レポート試験

- 課題
(係長級)
以下の①、②及び③について述べてください。
 - (係員級)
以下の①及び②について述べてください。
- ① 裁判所（営繕技官）を志望する理由及び裁判所施設に対するイメージを述べてください。
 - ② 裁判所入所後に、営繕技官として取り組みたい業務を述べてください。
 - ③ 営繕技官として、組織の即戦力となりえる理由を、これまでの経験（どのような技術的な知識や能力を有し、どのように活用してきたか等）を交えながら、具体的に述べてください。

なお、記述に当たっては客観的な事実(いつ、どこで、誰と(個人名不要)、何を、なぜ、どのようにして等)を明確にしてください。

○ 注意事項 (レポート試験用紙の記入について)

- (1) レポート試験用紙は指定の様式を使用してください。文字はMS明朝、18ポイントで設定されています。見出し、強調、外国語表記のために、フォントを一部変更(太字、他のフォント等)しても差し支えありません。フォント以外(文字サイズ・字数・行数・余白等)の設定は変更しないようにしてください。
- (2) レポート試験用紙は2枚程度としてください。
- (3) 1枚目の氏名欄に氏名を記入してください。
- (4) これまでに経験した事実に基づき記載してください。職務経験等に虚偽の内容を記載しないでください。また、記載された内容は、面接試験で尋ねることがあります。
- (5) レポート試験用紙はPDF形式で12. 応募方法に従ってメールで送信してください。

12. 応募方法

【応募手順】

- ① 営繕技官採用ホームページから必要書類をダウンロードする。

https://www.courts.go.jp/saiyo/siken/eizengikan_saiyou/index.html

- ② 以下のフォームから必要事項を入力し、回答する。

【応募用フォーム】 <https://forms.office.com/r/AjxdwtzFRW>

- ③ 必要書類をPDF形式で上記フォームの回答送信後に表示された宛先にメールで送信する。

※メール件名は、「氏名・応募業種・1次選考応募について」にする。

メールの送付をもって受付完了とする。

【必要書類】

- 履歴書(様式1)

※証明写真は、提出日から3か月以内に撮影した写真とする。

○ 職務経歴書（様式2）

※チェックボックス（応募する業種、待遇）をチェックすること。

○ レポート試験用紙（様式3）

【受付期間】

令和6年10月24日（木）～12月4日（水）午後11時59分まで

13. 問合せ先

最高裁判所事務総局経理局営繕課 担当：金森

TEL 03-3264-8126（平日 8:30～17:00）